

# 瑞穂市の選挙における期日前投票所の見直しについて

瑞穂市選挙管理委員会

## 1 見直しの背景

平成15年度の合併以後10年の経過を迎えようとしています。

合併以後、市全域の投票環境の効率化と均衡を図るため、本委員会は、投票区の見直しについて検討を重ね、平成23年4月の統一地方選挙より、古橋投票区と呂久投票区の統合を実施してきました。その後、期日前投票所の見直しにおいても検討を行ってきました。

当市を取りまく状況等

- (1)平成の大合併後、県内でも多くの市町村が合併し、投票所の整理も進んでいる。  
瑞穂市より面積、人口が大きく、期日前投票所が1箇所でありながら投票率の良い市もある。
- (2)瑞穂市は県下でも市域が狭く、人口規模も大きくないので、期日前投票所も1箇所  
で対応が可能ではないか。
- (3)今後、関係法律の改正により国県より交付される選挙執行委託金の大幅な削減が予  
測される中、市の財政事情を考慮し選挙経費の削減が必要である。
- (4)職員数の削減、法改正に伴う派遣職員確保の厳しさの中での2箇所の期日前投票所  
の負担が実質的に大きくなってきているため、見直しが必要である。

## 2 見直しの目的

行財政の改革の一環として市全域の投票環境の効率化と均衡を図る

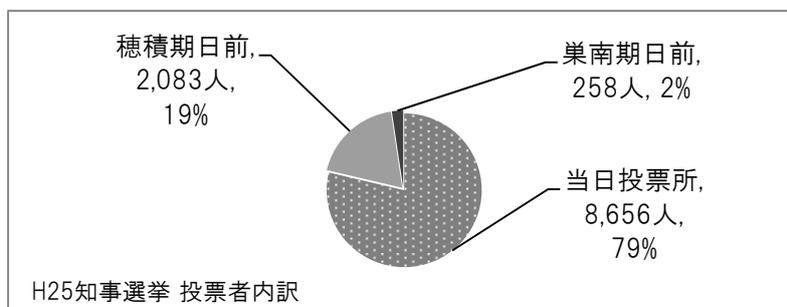
## 3 投票所の現状

- (1)有権者数は39,279人で期日前投票所は2箇所である。  
(平成25年1月27日執行 岐阜県知事選挙による)
- (2)穂積庁舎のH25県知事選挙期日前投票者数は2,083人、最も多いH24衆議院選挙の投票者数は3,246人、最も少ないH23県議会選挙の投票者数は1,535人・・・表①、図①  
巣南庁舎のH25県知事選挙期日前投票者数は258人、日平均52人、最も多いH24市議会選挙の投票者数は391人、日平均78人、穂積庁舎の市議会選挙期日前投票者数は、2,527人、日平均は421人である。・・・表②  
巣南庁舎の投票者は、1日当たり約70人で、概ね期日前投票者数は250人～400人となっています。  
これは、全有権者数の約1%であり、全投票者における巣南庁舎期日前投票所を利用した選挙人の割合は、約2%です。

表① 隼南庁舎期日前投票所の選挙別投票者数

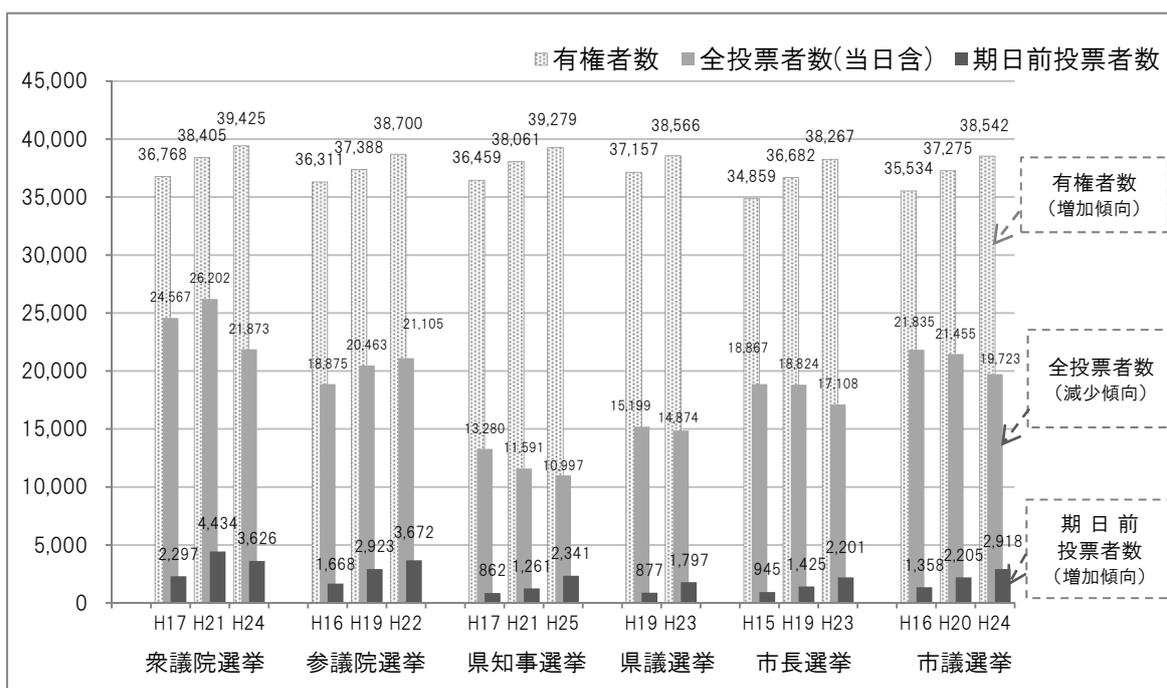
	月	火	水	木	金	日平均	隼南期日前 投票者数	穂積期日前 投票者数	当日投票所 投票者数	投票者における 期日前利用率 ( )内は隼南期日前分
H23県議選	34人	28人	56人	72人	72人	52人	262人	1,535人	13,077人	12.08% (1.76%)
H23市長選	8人	67人	70人	95人	130人	74人	370人	1,831人	14,907人	12.87% (2.16%)
H24市議選	13人	41人	94人	116人	127人	78人	391人	2,527人	16,805人	14.79% (1.98%)
H24衆議選	19人	69人	65人	104人	123人	76人	380人	3,246人	18,247人	16.58% (1.74%)
H25知事選	57人	51人	52人	47人	51人	52人	258人	2,083人	8,656人	21.29% (2.35%)

図① H25知事選挙における投票者が利用した投票所の内訳



期日前の利用率は、年々増加増加しています。

図② 選挙別の有権者数、全投票者数及び期日前投票者数の一覧

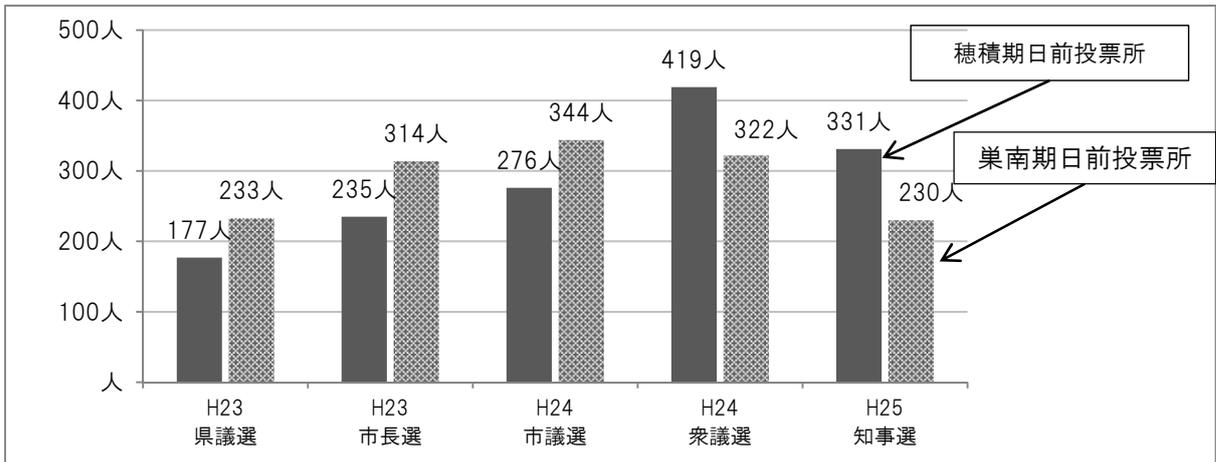


表② 各期期日前投票所における投票者の地区別状況

	穂積期日前投票所 投票者			巢南期日前投票所 投票者		
	合計投票者数	穂積地区選挙人	巢南地区選挙人	合計投票者数	穂積地区選挙人	巢南地区選挙人
H25知事選	2,083人	1,752人	331人	258人	28人	230人
H24衆議選	3,246人	2,827人	419人	380人	58人	322人
H24市議選	2,527人	2,251人	276人	391人	47人	344人
H23市長選	1,831人	1,596人	235人	370人	56人	314人
H23県議選	1,535人	1,358人	177人	262人	29人	233人

穂積庁舎の利用者が巢南庁舎よりも増えています。

図③ 巢南地区選挙人の期日前投票所の利用状況



### 他市の状況（参考）

※ 瑞穂市の状況

自治体名	面積	推計人口 (H25.11)	期日前投票所から最も遠い 地域までの直線距離
瑞穂市	28.19km <sup>2</sup>	52,836人	約 6.0km

※ 岐阜県下で、期日前投票所が1箇所の市

多治見市、可児市、海津市、美濃市、羽島市、美濃加茂市

※ 愛知県下で、期日前投票所を1箇所に統合した市

西尾市、あま市

#### 4 見直しの必要性

- (1) 平成の大合併で、多くの市町村が合併し、期日前投票所を含めた投票所の整理も進めている中、瑞穂市は市域も狭く人口規模も大きくないため、期日前投票所も1箇所でも対応が可能である。
- (2) 穂積庁舎、巢南庁舎の両投票所で投票事務（名簿照合作業事務）が必要であるため、職員の時間外業務及び通常業務に係る経費に負担を要する。
- (3) どちらの投票所でも投票は可能であるが、穂積庁舎期日前投票所においては、巢南地区の選挙人の利用者も増加している。  
穂積庁舎の県知事選挙期日前投票者数は2,083人の内巢南地区は331人、巢南庁舎の期日前投票者数258人の内穂積地区は28人でした。
- (4) 投票事務の管理者、立会人等の確保が困難になってきているので改善が必要である。
- (5) 今後、関係法律の改正により国県から交付される選挙執行委託金の大幅な削減が予測される中、市の財政事情を考慮し選挙経費の削減が必要である。
- (6) 駐車場のスペースの確保、会場の出入りが容易等投票しやすい環境が整備されていることを選定条件とする。

#### 5 見直しの概要

- (1) 市全域の期日前投票所を1箇所とする。（ 現行の2箇所から1箇所削減）
- (2) 穂積投票所は駐車場から近いことやバリアフリー構造であることなどの利便性が高いものと思われます。
- (3) 期日前投票の選挙経費の削減を図る。
- (4) 見直し後に予定の選挙  
平成25年7月28日任期満了の参議院議員通常選挙からとする。